

医療観察法の施行について

資料3-2

厚生労働省 H17. 9. 21現在

【新たな処遇決定手続の創設】

- 精神保健判定医名簿・精神保健参与員候補者名簿の提出
処遇事件毎に精神保健審判員等を選任するために必要となる名簿を最高裁及び各地裁に対し提出済み

- 鑑定入院を引き受ける医療機関リストの提出
施行に際して必要な医療機関のリストについては所管である法務省及び最高裁に対し提出済み

【対象者の処遇施設の整備】

- 指定入院医療機関の確保(別紙1)
 - ・ 国立精神・神経センター武蔵病院について17年7月15日付けで指定入院医療機関として指定
 - ・ 国関係では現計画8か所以外に追加を調整中、都道府県関係では1か所が計画中

- 指定通院医療機関の確保(別紙2)
施行に際して必要な医療機関数は確保したが、今後も確保が遅れている都道府県は個別に対応
 - ・ 指定数214病院

- 入院している者に対する行動制限等に関する基準
行動制限の内容や処遇についての基準を精神保健福祉法と同様の内容で告示済み

- 処遇改善請求制度の実施に向けた準備
処遇改善請求に対する審査を行うため、社会保障審議会に「医療観察法部会」を設置

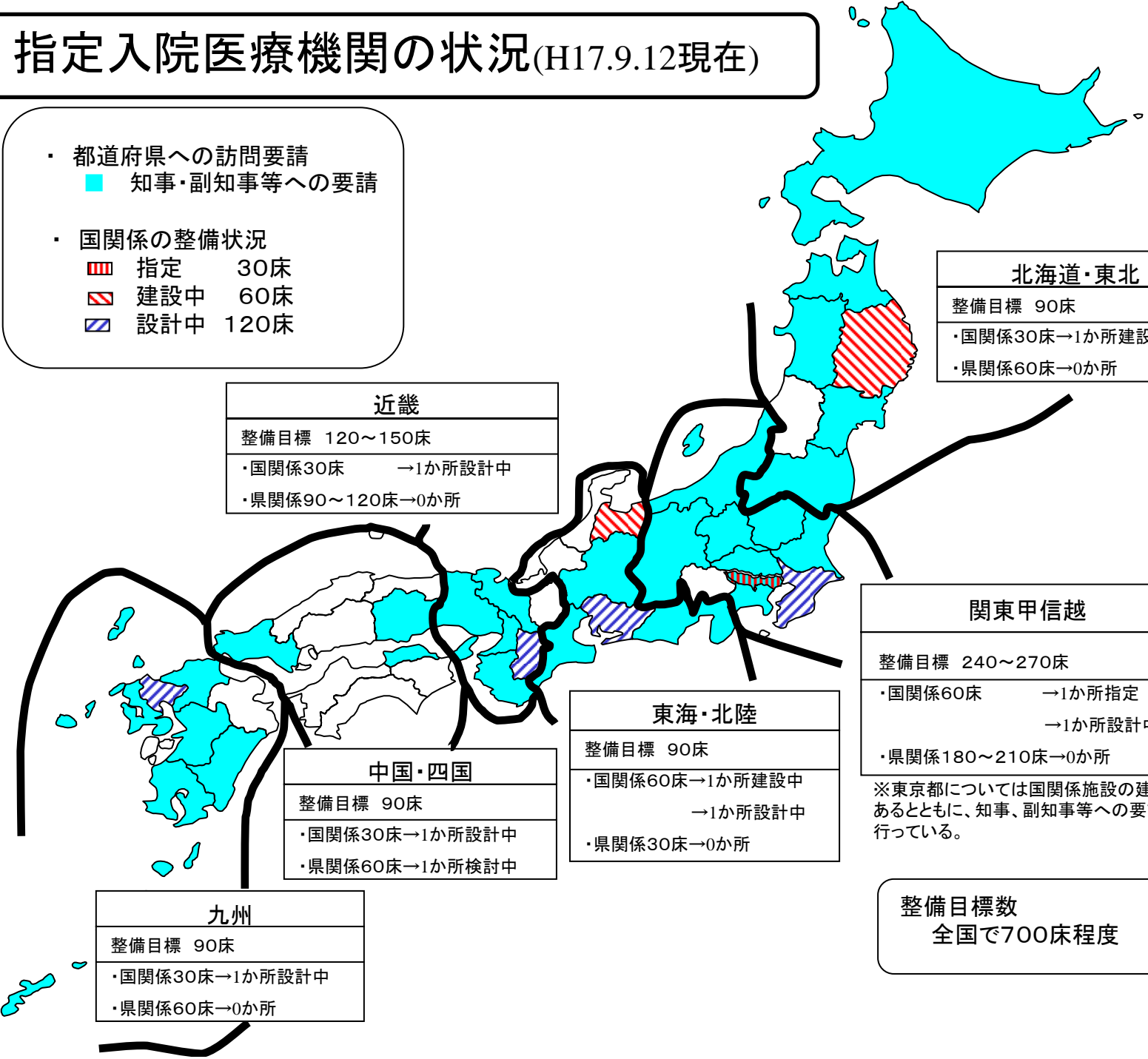
【退院後の体制の確立】

- 地域における連携体制の確保
全都道府県から、保護観察所と都道府県が共同して作成する地域における運用の細則が提出された

事 項	指定数等	備 考						
○ 精神保健判定医名簿の提出	推薦数 415	H16.11.1提出						
○ 精神保健参与員候補者名簿の提出	推薦数 404	H16.11.1提出						
○ 鑑定入院を引き受ける医療機関リストの提出	提出数 183	<table border="0"> <tr> <td>・国関係</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>・都道府県関係</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>・民間等</td> <td>143</td> </tr> </table>	・国関係	14	・都道府県関係	26	・民間等	143
・国関係	14							
・都道府県関係	26							
・民間等	143							
○ 指定入院医療機関の確保(国関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・17年度中整備見通し 3か所 ・設計中 5か所 							
○ 指定入院医療機関の確保(都道府県関係)	前向きに検討中 2都道府県 ※1か所は予算計上済							
○ 指定通院医療機関の確保	指定数 214	<table border="0"> <tr> <td>・国関係</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>・都道府県関係</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>・民間等</td> <td>169</td> </tr> </table>	・国関係	8	・都道府県関係	37	・民間等	169
・国関係	8							
・都道府県関係	37							
・民間等	169							

指定入院医療機関の状況(H17.9.12現在)

- 都道府県への訪問要請
 - 知事・副知事等への要請
- 国関係の整備状況
 - 指定 30床
 - 建設中 60床
 - 設計中 120床



北海道・東北
整備目標 90床
・国関係30床→1か所建設中
・県関係60床→0か所

近畿
整備目標 120～150床
・国関係30床 →1か所設計中
・県関係90～120床→0か所

関東甲信越
整備目標 240～270床
・国関係60床 →1か所指定
→1か所設計中
・県関係180～210床→0か所

東海・北陸
整備目標 90床
・国関係60床→1か所建設中
→1か所設計中
・県関係30床→0か所

中国・四国
整備目標 90床
・国関係30床→1か所設計中
・県関係60床→1か所検討中

九州
整備目標 90床
・国関係30床→1か所設計中
・県関係60床→0か所

整備目標数
全国で700床程度

※東京都については国関係施設の建設中であるとともに、知事、副知事等への要請も行っている。

指定通院医療機関の推薦状況(H17.9.12現在)

□ 推薦医療機関なし	1か所
▨ 推薦医療機関1か所	6か所
■ 推薦医療機関2か所以上	40か所

